

平成29年9月20日

奈良県立医科大学教職員 各位

奈良県立医科大学学長選考会議
議長 川副 浩平（公印省略）

学長選考等に関する制度改正について（通知）

この度、奈良県立医科大学学長選考会議（以下、「選考会議」という。）において、学長選考等に関する制度改正を行いましたのでお知らせします。概要等については、下記のとおりです。

詳細は、本学ホームページに掲載しました。

記

【主な改正内容とその理由】

1. 学長選考方法、特に意向投票について

従来の学長選考は、「奈良県立医科大学学長選考等に関する規程」の第11条に則って意向投票（選挙）が行われ、その結果をそのまま学長選考会議の選考結果としてきたのが実情である。しかるに、平成26年2月12日に公表された「中央教育審議会大学分科会審議まとめ」、ならびに平成26年6月27日の学校教育法及び国立大学法人法の改正に関連して平成26年8月29日に文部科学省高等教育局長と研究振興局長連名で発出された「文部科学省局長通知」では、意向投票を選考の拠り所にするには適切でないと言われ、本学の学長選考方法はもはや、国の基本的な考え方に合致しないものとなっており、改正の必要があった。

2. 学長の任期について

上記の「中央教育審議会大学分科会審議まとめ」及び「文部科学省局長通知」では、「各大学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるよう、それぞれに適した年数の任期を設定すべきである。」、「学長選考組織等において、より安定的な運営が可能となるような任期を設定していくべきである。」、「学長又は機構長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、任期を設定すること。」と明記されている。他大学が任期を延長もしくは撤廃する傾向がある中で、本学学長の任期4年、再任任期2年の計6年は、中長期ビジョンの実現には必ずしも十分な任期と言えない。また現在の規程に従えば、現職の再任任期2年に対し新任の任期が4年であるため、選考過程において候補者間のビジョン等の比較が同じ基準では行い難いなどの問題を含んでいた。

【改正の要点】

1. 国の指針（文部科学省局長通知）に従い、選考会議が主体的に学長を選考する方法とした。
2. 意向投票は廃止し、意向調査を行うこととした。
3. 任期は1期4年とし、再任は2回まで（通算12年）とした。

4. 新たに、学長の業績評価に関する規程と解任に関する規程を設けた。

【改正経緯の概略】

・6月28日 第1回選考会議

定款に従い教育研究審議会並びに経営審議会の委員の中から互選によって選出された8名の選考会議委員（学内4名、学外4名）によって開催した。学長選考方法と学長の任期について文科省等の方針に沿った改正を行うこととし、選考委員が推薦した学外有識者からなる検討委員会を設置し諮問することとした。

・7月28日 第1回学長選考等に関する検討委員会

選考会議からの諮問に基づき、答申内容を検討。

・8月17日 第2回学長選考等に関する検討委員会

答申内容を決定

・9月5日 第2回選考会議

学長選考等に関する検討委員会からの答申を踏まえ、制度改正案を決定

・9月6日 知事との協議開始

学長選考等に関する規程第12条、選考会議規程第7条に基づき知事と協議

・9月14日 制度改正案について知事が承認

・9月19日 第3回選考会議

知事承認を受け、関係規程等の改正を決定